

中学校学習指導要領解説

総則編（抄）

平成27年7月

文 部 科 学 省

目 次

第1章	総説	1
1	改訂の経緯	1
2	改訂の基本方針	3
3	改訂の要点	3
第3章	教育課程の編成及び実施	5
第1節	教育課程編成の一般方針	5
2	道徳教育	5
第2節	内容等の取扱いに関する共通的事項	13
4	道徳教育の内容	13
第6節	道徳教育推進上の配慮事項	15
1	道徳教育の指導体制と全体計画	15
2	指導内容の重点化	28
3	豊かな体験活動の充実といじめの防止	31
4	家庭や地域社会との連携	36

第1章 総説

1 改訂の経緯

我が国の教育は、教育基本法第1条に示されているとおり「人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われ」るものである。人格の完成及び国民の育成の基盤となるのが道徳性であり、その道徳性を育てることが道徳教育の使命である。しかし、道徳教育を巡っては、歴史的経緯に影響され、いまだに道徳教育そのものを忌避しがちな風潮があること、他教科に比べて軽んじられていること、読み物の登場人物の心情理解のみに偏った形式的な指導が行われる例があることなど、これまで多くの課題が指摘されてきた。

また、いじめの問題に起因して、子供の心身の発達に重大な支障が生じる事案や、尊い命が絶たれるといった痛ましい事案まで生じており、いじめを早い段階で発見し、その芽を摘み取り、全ての子供を救うことが喫緊の課題となっている。

このような現状の下、内閣に設置された教育再生実行会議は、平成25年2月の第一次提言において、いじめの問題等への対応をまとめた。その中では、いじめの問題が深刻な状況にある今こそ、制度の改革だけでなく、本質的な問題解決に向かって歩み出すことが必要であり、心と体の調和の取れた人間の育成の観点から、道徳教育の重要性を改めて認識し、その抜本的な充実を図るとともに、新たな枠組みによって教科化することが提言された。

本提言等を踏まえ、文部科学省においては「道徳教育の充実に関する懇談会」を設置し、道徳教育の充実方策について専門的に検討を行った。

本懇談会では、道徳教育は、国や民族、時代を超えて、人が生きる上で必要なルールやマナー、社会規範などを身に付け、人としてよりよく生きることを根本で支えるとともに、国家・社会の安定的で持続可能な発展の基盤となるものであり、道徳教育の充実は、我が国の道徳教育の現状、家庭や社会の状況等を踏まえれば、いじめの問題の解決だけでなく、我が国の教育全体にとっての重要な課題であるとの認識の下、

これまでの成果や課題を検証しつつ、道徳の特質を踏まえた新たな枠組みによる教科化の具体的な在り方などについて、幅広く検討を行い、平成25年12月「今後の道徳教育の改善・充実方策について（報告）～新しい時代を、人としてより良く生きる力を育てるために～」を取りまとめた。

また、平成26年2月、中央教育審議会に「道徳に係る教育課程の改善等について」が諮問され、道徳教育専門部会において道徳の時間の新たな枠組みによる教科化の在り方等について検討が行われた。平成26年10月21日の答申では、道徳教育の要である道徳の時間については、「特別の教科 道徳」（仮称）として制度上位置付け、充実を図ること、また、道徳教育の抜本的な改善に向け、学習指導要領に定める道徳教育の目標、内容の明確化及び体系化を図ることや、指導方法の工夫、生徒の成長の様子を把握する評価の在り方、検定教科書の導入、教員の指導力向上方策、学校と家庭や地域の連携強化の在り方など道徳教育の改善・充実に向けて必要な事項が示された。

この答申を踏まえ、平成27年3月27日に学校教育法施行規則を改正するとともに、小学校学習指導要領、中学校学習指導要領及び特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の一部改正の告示を公示した。今回の改正は、いじめの問題への対応の充実や発達の段階をより一層踏まえた体系的なものとする観点からの内容の改善、問題解決的な学習を取り入れるなどの指導方法の工夫を図ることなどを示したものである。このことにより、「特定の価値観を押し付けたり、主体性をもたず言われるままに行動するよう指導したりすることは、道徳教育が目指す方向の対極にあるものと言わなければならない」、「多様な価値観の、時に対立がある場合を含めて、誠実にそれらの価値に向き合い、道徳としての問題を考え続ける姿勢こそ道徳教育で養うべき基本的資質である」との中央教育審議会答申を踏まえ、発達の段階に応じ、答えが一つではない道徳的な課題を一人一人の生徒が自分自身の問題と捉え向き合う「考える道徳」、
「議論する道徳」へと転換を図るものである。

改正中学校学習指導要領は、平成27年4月1日から移行措置として、その一部又は全部を実施することが可能となっており、平成31年4月1日から全面実施することとしている。

2 改訂の基本方針

今回の改訂は、前述の中央教育審議会答申を踏まえ、次のような方針の下で行った。

これまでの「道德の時間」を要として学校の教育活動全体を通じて行うという道德教育の基本的な考え方を、適切なものとして今後も引き継ぐとともに、道德の時間を「特別の教科 道德」（道德科）として新たに位置付けた。

また、それに伴い、目標を明確で理解しやすいものにするとともに、道德教育も道德科も、その目標は、最終的には「道德性」を養うことであることを前提としつつ、各々の役割と関連性を明確にした分かりやすい規定とした。

なお、道德科においては、内容をより発達の段階を踏まえた体系的なものとするとともに、指導方法を多様で効果的なものとするため、指導方法の工夫等について具体的に示すなどその改善を図っている。

3 改訂の要点

(1) 学校教育法施行規則改正の要点

学校教育法施行規則の中学校の教育課程について、「道德の時間」を「特別の教科である道德」としたため、学校の教育活動全体を通じて行う道德教育を「特別の教科である道德」を要として学校の教育活動全体を通じて行うものと改めた。

(2) 「総則」改善の要点

ア 教育課程編成の一般方針

「特別の教科である道德」を「道德科」と言い換える旨を示すとともに、道德教育の目標について、「人間としての生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道德性を養うこと」と簡潔に示した。また、道德教育を進めるに当たっての配慮事項として、道德教育の目標を達成するための諸条件を示しながら「主体性のある日本人の育成に資することとなるよう特に留意しなければならない」こととした。

イ 内容等の取扱いに関する共通事項

道徳科を要として学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の内容は、「第3章 特別の教科 道徳」の第2に示す内容であることを明記した。

ウ 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

学校における道徳教育は、道徳科を要として教育活動全体を通じて行うものであることから、その配慮事項を以下のように付け加えた。

- (ア) 道徳教育は、道徳科を要として学校の教育活動全体で行うことから、全体計画を作成して全教師が協力して道徳教育を行うこと。また、各教科等で道徳教育の指導の内容及び時期を示すこと。
- (イ) 各学校において指導の重点化を図るために、生徒の発達段階や特性等を踏まえて中学校における留意事項を示したこと。
- (ウ) 職場体験活動やボランティア活動、自然体験活動、地域の行事への参加などの豊かな体験の充実とともに、道徳教育がいじめの防止や安全の確保等に資することとなるよう留意することを示したこと。
- (エ) 学校の道徳教育の全体計画や道徳教育に関する諸活動などの情報を積極的に公表すること、家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図ることを示したこと。

第3章 教育課程の編成及び実施

第1節 教育課程編成の一般方針

2 道徳教育（第1章第1の2）

(1) 道徳教育の展開と道徳科（第1章第1の2の前段）

2 学校における道徳教育は、特別の教科である道徳（以下「道徳科」という。）を要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり、道徳科はもとより、各教科、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、生徒の発達の段階を考慮して、適切な指導を行わなければならない。

道徳教育は人格形成の根幹に関わるものであり、同時に、民主的な国家・社会の持続的発展を根底で支えるものでもあることに鑑みると、生徒の生活全体に関わるものであり、学校で行われる全ての教育活動に関わるものである。

各教科、総合的な学習の時間及び特別活動にはそれぞれ固有の目標や特質があり、それらを重視しつつ教育活動が行われるが、それと同時にその全てが教育基本法第1条に規定する「人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成」を目的としている。したがって、それぞれの教育活動においても、その特質を生かし、生徒の学年が進むにつれて全体として把握できる発達の段階や個々人の特性等の両方を適切に考慮しつつ、人格形成の根幹であると同時に、民主的な国家・社会の持続的発展を根底で支える道徳教育の役割をも担うことになる。

中でも、特別の教科として位置付けられた道徳科は、道徳性を養うことを目指すものとして、その中核的な役割を果たす。道徳科の指導において、各教科等で行われる道徳教育を補ったり、それを深めたり、相互の関連を考えて発展させ、統合させたりすることで、学校における道徳教育は一層充実する。こうした考え方に立って、道徳教育は道徳科を要として学校の教育活動全体を通じて行うものと規定している。

(2) 道徳教育の目標（第1章第1の2の中段）

道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、人間としての生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とする。

学校における道徳教育は、生徒がよりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標としており、生徒一人一人が将来に対する夢や希望、自らの人生や未来を拓いていく力を育む源となるものでなければならない。

ア 教育基本法及び学校教育法の根本精神に基づく

道徳教育は、まず、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づいて行われるものである。

教育基本法においては、我が国の教育は「人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行」うことを目的としていることが示されている（第1条）。そして、その目的を実現するための目標として、「真理を求める態度を養」うことや「豊かな情操と道徳心を培う」ことなどが挙げられている（第2条）。また、義務教育の目的として「各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的」とすることが規定されている（第5条第2項）。

学校教育法においては、義務教育の目標として、「自主、自律及び協同の精神、規範意識、公正な判断力並びに公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと」（第21条第1項）、「生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと」（同第2項）、「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養うとともに、進んで外国の文化の理解を通じて、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと」（同第3項）などが示されている。学校で行う道徳教育は、これらの趣旨の実現に向けて取り組まれるものでなくてはならない。

イ 人間としての生き方を考える

中学生の時期は、人生に関わる様々な問題についての関心が高くなり、人生の意味をどこに求め、いかによりよく生きるかという人間としての生き方を主体的に模索し始める時期である。人間にとって最大の関心は、人生の意味をどこに求め、いかによりよく生きるかということにあり、道徳はこのことに直接関わるものである。

人間は、自らの生きる意味や自己の存在価値に関わることについては、全人格をかけて取り組むものである。人としてよりよく生きる上で大切なものは何か、自分はどのように生きるべきかなどについて、時には悩み、葛藤しつつ、生徒自身が、自己を見つめ、「人間としての生き方を考える」ことによって、真に自らの生き方を育てていくことが可能となる。

なお、人間としての生き方についての自覚は、人間とは何かということについての探求とともに深められるものである。生き方についての探求は、人間とは何かという問いから始まると言ってもよい。人間についての深い理解なしに、生き方についての深い自覚が生まれるはずはないのである。

学校における道徳教育においては、これらのことが、生徒の実態に応じて、意欲的になされるように様々な指導方法を工夫していく必要がある。

ウ 主体的な判断の下に行動する

生徒が日常生活の様々な道徳的な問題や自己の生き方についての課題に直面したときに、自らの「主体的な判断の下に行動」することが重要である。

「主体的な判断の下に行動」するとは、生徒が自立的な生き方や社会の形成者としての在り方について自ら考えたことに基づいて、人間としてよりよく生きるための行為を自分の意志や判断によって選択し行うことである。人間としてよりよく生きていくためには、道徳的価値についての理解を基に、自己を見つめ、生き方について深く考え、道徳的価値を実現するための適切な行為を自分の意志や判断によって選択し、実践することができるような資質・能力を培う必要がある。またそれは、生徒が日常生活での問題や自己の生き方に関する課題に正面から向

き合い、多様な価値観から考え方の対立がある場合にも、誠実にそれらの価値に向き合い、自らの力で考え、よりよいと判断したり適切だと考えたりした行為の実践に向けて具体的な行動を起こすことである。

エ 自立した人間として他者と共によりよく生きる

一人一人の生徒が「自立した人間」へと成長するためには、自己の生き方を模索し自己の価値観を確立することが必要となる。どのように生きるべきか、いかなる人間になることを目指すべきかを探求することを通して、自分自身に固有な判断基準となる自らの価値観をもつことができる。

「自立した人間」としての自己は、他者との関わりの中で形成されていく存在であり、同時に「他者と共に」よりよい社会の実現を目指そうとする社会的な存在としての自己を志向する。人は誰もがよりよい自分を求めて自己の確立を目指すとともに、他者と共に心を通じ合わせて生きようとしている。したがって、他者との関係を主体的かつ適切にもつことができるようにすることが求められる。

オ そのための基盤となる道徳性を養う

こうした思考や判断、行動などを通してよりよく生きるための営みを支える基盤となるのが道徳性であり、道徳教育はこの道徳性を養うことを目標とする。

道徳性とは、人間としての本来的な在り方やよりよい生き方を目指して行われる道徳的行為を可能にする人格的特性であり、人格の基盤をなすものである。それはまた、人間らしいよさであり、道徳的諸価値が一人一人の内面において統合されたものといえる。個人の生き方のみならず、人間の文化的活動や社会生活を根底で支えている。道徳性は、人間が他者と共によりよく生きていく上で大切にしなければならないものである。

学校における道徳教育においては、各教育活動に応じて、特に道徳性を構成する諸様相である道徳的判断力、道徳的心情、道徳的実践意欲と態度を養うことを求めている。このことは、第3章の道徳科の目標としても示されている。

(3) 道徳教育を進めるに当たっての留意事項（第1章第1の2の後段）

道徳教育を進めるに当たっては、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心を持ち、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、平和で民主的な国家及び社会の形成者として、公共の精神を尊び、社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人の育成に資することとなるよう特に留意しなければならない。

第1章総則第1の2の後段においては、道徳教育の目標に続けて、それを進めるに当たって留意すべき事項について次のように示している。

ア 人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かす

人間尊重の精神は、生命の尊重、人格の尊重、基本的人権、人間愛などの根底を貫く精神である。日本国憲法に述べられている「基本的人権」や、教育基本法に述べられている「人格の完成」、さらには、国際連合教育科学文化機関憲章（ユネスコ憲章）にいう「人間の尊厳」の精神も根本において共通するものである。民主的な社会においては、人格の尊重は、自己の人格のみではなく、他の人々の人格をも尊重することであり、また、権利の尊重は、自他の権利の主張を認めるとともに、権利の尊重を自己に課するという意味で、互いに義務と責任を果たすことを求めるものである。具体的な人間関係の中で道徳性を養い、それによって人格形成を図るという趣旨に基づいて、「人間尊重の精神」という言葉を使っている。

生命に対する畏敬の念は、生命のかけがえのなさに気付き、生命あるものを慈しみ、恐れ、敬い、尊ぶことを意味する。このことにより人間は、生命の尊さや生きることのすばらしさの自覚を深めることができる。生命に対する畏敬の念に根ざした人間尊重の精神を培うことによって、人間の生命があらゆる生命との関

係や調和の中で存在し生かされていることを自覚できる。さらに、生命あるもの全てに対する感謝の心や思いやりの心を育み、より深く自己を見つめながら、人間としての在り方や生き方の自覚を深めていくことができる。これは、生徒の自殺やいじめに関わる問題、環境問題などを考える上でも、常に根本において重視すべき事柄である。

道徳教育は、この人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を生徒自らが培い、それらを家庭での日常生活、学校での学習や生活及び地域での遊び、活動、行事への参画などの具体的な機会において生かすことができるようにしなければならない。

イ 豊かな心をもつ

豊かな心とは、例えば、困っている人には優しく声を掛ける、ボランティア活動など人の役に立つことを進んで行う、喜びや感動を伴って植物や動物を育てる、自分の成長を感じ生きていることを素直に喜ぶ、美しいものを美しいと感じることができる、他者との共生や異なるものへの寛容さをもつなどの感性及びそれらを大切に作る心である。道徳教育は、生徒一人一人が日常生活においてこのような心を育み、生きていく上で必要な道徳的価値を理解し、自己を見つめることを通して、固有の人格を形成していくことができるようにしなければならない。

ウ 伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図る

個性豊かな文化の継承・発展・創造のためには、古いものを改めていくことも大切であり、先人の残した有形・無形の文化的遺産の中に優れたものを見いだし、それを生み出した精神に学び、それを継承し発展させることも必要である。また、国際社会の中で主体性をもって生きていくには、国際感覚をもち、国際的視野に立ちながらも、自らの国や地域の伝統や文化についての理解を深め、尊重する態度を身に付けることが重要である。

したがって、我が国や郷土の伝統と文化に対する関心や理解を深め、それを尊重し、継承、発展させる態度を育成するとともに、それらを育んできた我が国と

郷土への親しみや愛着の情を深め、世界と日本との関わりについて考え、日本人としての自覚をもって、文化の継承・発展・創造と社会の発展に貢献し得る能力や態度が養われなければならない。

エ 平和で民主的な国家及び社会の形成者として、公共の精神を尊び、社会及び国家の発展に努める

人間は個としての尊厳を有するとともに、平和で民主的な国家及び社会を形成する一人としての社会的存在でもある。私たちは、身近な集団のみならず、社会や国家の一員としての様々な帰属意識をもっている。一人一人がそれぞれの個をその集団の中で生かし、よりよい集団や社会を形成していくためには、個としての尊厳とともに社会全体の利益を実現しようとする公共の精神が必要である。

また、平和で民主的な社会は、国民主権、基本的人権、自由、平等などの民主主義の理念の実現によって達成される。これらが、法によって規定され、維持されるだけならば、一人一人の日常生活の中で真に主体的なものとして確立されたことにはならない。それらは、一人一人の自覚によって初めて達成される。日常生活の中で社会連帯の自覚に基づき、あらゆる時と場所において他者と協同する場を実現していくことは、社会及び国家の発展に努めることでもある。

したがって、道徳教育においては、単に法律的な規則やきまりそのものを取り上げるだけでなく、それらの基盤となっている人間としての道徳的な生き方を問題にするという視点にも留意して取り扱う必要がある。

オ 他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献する

民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することは、教育基本法の前文において掲げられている理念である。平和は、人間の心の内に確立すべき課題でもあるが、日常生活の中で社会連帯の自覚に基づき、他者と協同する場を実現していく努力こそ、平和で民主的な国家及び社会を実現する根本である。また、環境問題が深刻な問題となる中で、持続可能な社会の実現に努めることが重要な課題となっている。そのためにも、生命や自然に対する感受性や、身近な環境から地球規模の環境への豊かな想像力、そ

れを大切に守ろうとする態度が養われなければならない。

このような努力や心構えを、広く国家間ないし国際社会に及ぼしていくことが他国を尊重することにつながり、国際社会に平和をもたらす環境の保全に貢献することになる。

カ 未来を拓く主体性のある日本人を育成する

未来を拓く主体性のある人間とは、常に前向きな姿勢で未来に夢や希望をもち、自主的に考え、自律的に判断し、決断したことは積極的かつ誠実に実行し、その結果について責任をもつことができる人間である。道徳教育は、このような視点に立ち、生徒が自らの人生や新しい社会を切り拓く力を身に付けられるようにしていかなければならない。

このことは、人間としての在り方の根本に関わるものであるが、ここで特に日本人と示しているのは、歴史的・文化的に育まれてきた日本人としての自覚をもって文化の継承、発展、創造を図り、民主的な社会の発展に貢献するとともに、国際的視野に立って世界の平和と人類の発展に寄与し、世界の人々から信頼される人間の育成を目指しているからである。

第2節 内容等の取扱いに関する共通的事項

4 道徳教育の内容（第1章第2の8）

8 道徳科を要として学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の内容は、第3章特別の教科道徳の第2に示す内容とする。

(1) 内容の位置付け

道徳教育の内容は、「第3章 特別の教科 道徳」の「第2 内容」に示すとおりである。これらの内容項目は、生徒の発達段階や生徒を取り巻く状況等を考慮して、中学校の3年間に生徒が人間としての生き方を考え、よりよく生きる力を育む上で重要と考えられる道徳的価値を含む内容を平易に表現したものである。

これらの内容項目は、教師と生徒が人間としてのよりよい生き方を求め、共に考え、共に語り合い、その実行に努めるための共通の課題である。また、学校の教育活動全体の中で、様々な場や機会を捉え、多様な方法によって進められる学習を通して、生徒自らが調和的な道徳性を養うためのものでもある。

学校における道徳教育は、道徳科を要として全教育活動において、生徒一人一人の道徳性を養うものである。したがって、これらの内容項目は、生徒自らが成長を実感でき、これからの課題や目標を見付けられるような指導上の工夫の下、道徳科はもとより、各教科、総合的な学習の時間及び特別活動で行われる道徳教育において、それぞれの特質に応じて適切に指導されなければならない。

なお、それぞれの内容項目は指導に当たり取り扱う対象であって、目標とする姿を表すものではない。したがって、生徒に対して一方的に内容項目を教え込むような指導は適切ではない。指導に当たっては、それぞれの内容項目に含まれる道徳的価値について一般的な意味を理解させるだけでなく、発達段階を踏まえつつ、その意義などについて自己との関わりや社会的な背景なども含め広い視野から多面的・多角的に考えさせることにより、生徒の道徳的な判断力や心情、主体的に道徳的な実践を行

う意欲と態度を育むよう努める必要がある。

このことを通じ、生徒が自らの生活の中で出会う様々な場面において、人間としてよりよく生きようとする立場から、主体的な判断に基づき適切な実践を行うことができるようになることが重要である。したがって、各内容項目について生徒の実態を基に把握し直し、指導上の課題を生徒の視点に立って具体的に捉えるなど、生徒自身が道徳的価値の自覚を深め発展させていくことができるよう、実態に基づく課題に即した指導をしていくことが大切である。

(2) 内容項目の重点的取扱い

道徳科を要として学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育を、全教職員が共通理解して一体となって推進するためには、学校として育てようとする生徒の姿を明らかにしなければならない。その上で、校長の方針に基づいて、学校の道徳教育の目標を設定して指導することが大切である。

その際、学校の道徳教育の目標に基づいて指導すべき内容を検討することになるが、道徳科においては、その目標を踏まえ、重点的に指導する内容項目を設定するとともに、計画的、発展的に指導できるようにすることが必要である。また、各教科等においても、それぞれの特質に応じて、関連する道徳的価値に関する内容項目や学校としての重点的に指導する内容項目等を考慮し、意図的、計画的に取り上げるようにすることが求められる。そのようにして、学校の教育活動全体を通じ、学校としての道徳の内容の重点やその生かし方の特色が明確になった指導となるよう心掛けることが大切である。

なお、内容項目については、「第3章 特別の教科 道徳」の「第2 内容」において詳しく示している。

第6節 道徳教育推進上の配慮事項

1 道徳教育の指導体制と全体計画

(1) 道徳教育の指導体制（第1章第4の3(1)の前段）

(1) 各学校においては、第1の2に示す道徳教育の目標を踏まえ、道徳教育の全体計画を作成し、校長の方針の下に、道徳教育の推進を主に担当する教師（以下「道徳教育推進教師」という。）を中心に、全教師が協力して道徳教育を展開すること。

ア 校長の方針の明確化

道徳教育は、「第1章 総則」の第1の2に示すように、学校の教育活動全体で取り組むものであり、学校の教育課程の管理者である校長は、その指導力を発揮し、学校の道徳教育の基本的な方針を全教師に明確に示すことが必要である。校長は道徳教育の充実・改善の方向を視野におきながら、関係法規や社会的な要請、学校や地域社会の実情、生徒の道徳性に関わる実態、家庭や地域社会の期待などを踏まえ、学校の教育目標との関わりで、道徳教育の基本的な方針等を明示しなければならない。

校長が道徳教育の方針を明示することにより、全教師が道徳教育の重要性についての認識を深めるとともに、学校の道徳教育の重点や推進すべき方向について共通に理解し、具体的な指導を行うことができる。また、校長の方針は、全教師が協力して学校の道徳教育の諸計画を作成し、展開し、その不断の改善、充実を図っていく上でのよりどころになるものである。

イ 道徳教育推進教師を中心とした全教師による協力体制の整備

(ア) 道徳教育推進教師の役割

道徳教育推進教師が学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育を推進する上での中心となり、全教師の参画、分担、協力の下に、その充実が図られるよう

働きかけていくことが望まれる。機能的な協力体制を整えるためには、道徳教育推進教師の役割を明確にしておく必要があり、その役割としては、以下に示すような事柄が考えられる。

- ・ 道徳教育の指導計画の作成に関すること
- ・ 全教育活動における道徳教育の推進，充実に関すること
- ・ 道徳科の充実と指導体制に関すること
- ・ 道徳用教材の整備・充実・活用に関すること
- ・ 道徳教育の情報提供や情報交換に関すること
- ・ 道徳科の授業公開など家庭や地域社会との連携に関すること
- ・ 道徳教育の研修の充実に関すること
- ・ 道徳教育における評価に関すること など

また、各教師がそれぞれの役割を自覚しその役割を進んで果たす上でも、機能的な協力体制を整えることは重要である。なお、道徳教育推進教師については、その職務の内容に鑑み、校長が適切に任命するとともに、学校の実態に応じて人数等に工夫を加えるなどの創意工夫した対応が求められる。さらに、道徳教育推進教師の研修や近隣の学校の道徳教育推進教師との連携等も積極的に進め、道徳教育の充実に努めることが大切である。

(イ) 協力体制の充実

学校が組織体として一体となって道徳教育を進めるためには、校長の明確な方針と道徳教育推進教師等の役割の明確化とともに、全教師が指導力を発揮し、協力して道徳教育を展開できる体制を整える必要がある。例えば、家庭や地域社会との連携など、道徳教育を推進する上での課題にあわせた組織を設けたり、各学年段階や校務分掌ごとに分かれて推進するための体制をつくったりするなど、学校の実態に応じて全教師が積極的に関わることができる機能的な協力体制を整えることが大切である。

(2) 道徳教育の全体計画（第1章第4の3(1)の後段）

なお、道徳教育の全体計画の作成に当たっては、生徒、学校及び地域の実態を考慮して、学校の道徳教育の重点目標を設定するとともに、道徳科の指導方針、第3章特別の教科道徳の第2に示す内容との関連を踏まえた各教科、総合的な学習の時間及び特別活動における指導の内容及び時期並びに家庭や地域社会との連携の方法を示すこと。

ア 全体計画の意義

道徳教育の全体計画は、学校における道徳教育の基本的な方針を示すとともに、学校の教育活動全体を通して、道徳教育の目標を達成するための方策を総合的に示した教育計画である。

学校における道徳教育の中軸となるのは、学校の設定する道徳教育の基本方針である。全体計画は、その基本方針を具現化し、学校としての道徳教育の目標を達成するために、どのようなことに重点的に取り組むのか、各教育活動はどのような役割を分担し関連を図るのか、家庭や地域社会との連携をどう進めていくのかなどについて総合的に示すものでなければならない。

このような全体計画は、特に次の諸点において重要な意義をもつ。

(ア) 人格の形成及び国家、社会の形成者として必要な資質の育成を図る場として学校の特色や実態及び課題に即した道徳教育が展開できる

各学校においては、様々な教育の営みが人格の形成や国家、社会の形成者として必要な資質の育成につながっていることを意識し、特色があり、課題を押しえた道徳教育の充実を図ることができる。

(イ) 学校における道徳教育の重点目標を明確にして取り組むことができる

学校としての重点目標を明確にし、それを全教師が共有することにより、学校の教育活動全体で行う道徳教育に方向性をもたせることができる。

(ウ) 道徳教育の要として、道徳科の位置付けや役割が明確になる

道徳科で担うべきことを押しえるとともに、教育活動相互の関連を図ること

ができる。また、全体計画は、道徳科の年間指導計画を作成するよりどころにもなる。

(エ) 全教師による一貫性のある道徳教育が組織的に展開できる

全教師が全体計画の作成に参加し、その活用を図ることを通して、道徳教育の方針やそれぞれの役割についての理解が深まり、組織的で一貫した道徳教育の展開が可能になる。

(オ) 家庭や地域社会との連携を深め、保護者や地域住民の積極的な参加や協力を可能にする

全体計画を公表し、家庭や地域社会の理解を得ることにより、家庭や地域社会と連携し、その協力を得ながら道徳教育の充実を図ることができる。

イ 全体計画の内容

全体計画は、各学校において、校長の明確な方針の下に、道徳教育推進教師が中心となって、全教師の参加と協力により創意と英知を結集して作成されるものである。作成に当たっては、上記の意義を踏まえて次の事項を含めることが望まれる。

(ア) 基本的把握事項

計画作成に当たって把握すべき事項として、次の内容が挙げられる。

- ・ 教育関係法規の規定，時代や社会の要請や課題，教育行政の重点施策
- ・ 学校や地域の実態と課題，教職員や保護者の願い
- ・ 生徒の実態や発達の段階等

(イ) 具体的計画事項

基本的把握事項を踏まえ、各学校が全体計画に示すことが望まれる事項として、次の諸点を挙げるができる。

- ・ 学校の教育目標，道徳教育の重点目標，各学年の重点目標
- ・ 道徳科の指導の方針

年間指導計画を作成する際の観点や重点目標に関わる内容の指導の工夫、校長や教頭等の参加、他の教師との協力的な指導等を記述する。

- ・ 各教科，総合的な学習の時間及び特別活動などにおける道徳教育の指導

の方針，内容及び時期

重点内容項目との関連や各教科等の指導計画を作成する際の道德教育の観点を記述する。また，各教科等の方針に基づいて進める道德性を養うことに関わる指導の内容及び時期を整理して示す。

- ・ 特色ある教育活動や豊かな体験活動における指導との関連

学校や地域の特色を生かした取組や生徒指導との関連，職場体験活動，ボランティア活動，自然体験活動など生徒の内面に根ざした道德性を養うことに関わる豊かな体験活動との関連を示す。

- ・ 学級，学校の人間関係，環境の整備や生活全般における指導の方針

日常的な学級経営を充実させるための具体的な計画等を記述する。

- ・ 家庭，地域社会，関係機関，小学校・高等学校・特別支援学校等との連携の方針

道德教育講演会や道德科の授業公開の実施，地域教材の開発や活用，広報活動や授業等に保護者や地域の人々の積極的な参加や協力を得る具体的な計画や方策，小学校・高等学校・特別支援学校等との連携方針等を記述する。

- ・ 道德教育の推進体制

道德教育推進教師の位置付けも含めた学校の全教師による推進体制等を示す。

- ・ その他

例えば，次年度の計画に生かすための評価の記入欄，研修計画や重点的指導に関する添付資料等を記述したりする。

なお，全体計画を一覧表にして示す場合は，必要な各事項について文章化したり具体化したりしたものを加えるなどの工夫が望まれる。例えば，各教科等における道德教育に関わる指導の内容及び時期を整理したもの，道德教育に関わる体験活動や実践活動の時期等が一覧できるもの，道德教育の推進体制や家庭や地域社会等との連携のための活動等が分かるものを別葉にして加えるなどして，年間を通して具体的に活用しやすいものとするのが考えられる。

また、作成した全体計画は、家庭や地域の人々の積極的な理解と協力を得るとともに、様々な意見を聞き一層の改善に役立てるために、その趣旨や概要等を学校通信に掲載したり、ホームページで紹介したりするなど、積極的に公開していくことが求められる。

ウ 全体計画作成上の創意工夫と留意点

全体計画の作成に当たっては、理念だけに終わることなく、具体的な指導に生きて働くものになるよう体制を整え、全教師で創意工夫をして、特に次のことに留意しながら作業を進めることが大切である。

(ア) 校長の明確な方針の下に道徳教育推進教師を中心として全教師の協力・指導体制を整える

学校における道徳教育は、人格の基盤となる道徳性を育成するものであり、学校の教育活動全体で指導し、家庭や地域社会との連携の下に進めねばならないことから、特に校長が指導力を発揮し、道徳教育推進教師が中心となって全教師が全体計画の作成に主体的に参画するよう体制を整える必要がある。学校の様々な分掌組織と連携しながら、道徳教育推進のための協力・指導体制を整えて、計画的に取り組むことが大切である。

(イ) 道徳教育や道徳科の特質を理解し、教師の意識の高揚を図る

全教師が、道徳教育及び道徳科の重要性や特質について理解が深められるよう、関係する教育法規や教育課程の仕組み、時代や社会の要請、生徒の実態、保護者や地域の人々の意見等について十分研修を行い、教師自身の日常的な指導の中での課題が明確になるようにする。そのことを通して、全体計画の作成に関わる教師の意識の高揚を図ることができ、その積極的な活用につなげることができる。

(ウ) 各学校の特色を生かして重点的な道徳教育が展開できるようにする

全体計画の作成に当たっては、学校や地域の実態を踏まえ、各学校の課題を明らかにし、道徳教育の重点目標や各学年の指導の重点を明確にするなど、各学校の特色が生かされるよう創意工夫することが大切である。

第1章第4の3の(2)には、今日的課題と中学校の発達上の課題を踏まえて

重点的な指導を行う観点が示されている。各学校においては、それぞれの実態に応じて、第3章第2の内容に示す内容項目の指導を通して、全体としてこれらの観点の指導が充実するよう工夫する必要がある。

また、道徳科の年間指導計画の作成に当たっても、全体計画に示した重点的な指導が反映されるよう配慮することが求められる。

(エ) 学校の教育活動全体を通じた道徳教育の相互の関連性を明確にする

各教科、総合的な学習の時間及び特別活動における道徳教育を、道徳の内容との関連で捉え、道徳科が要としての役割を果たせるよう計画を工夫することが必要である。

また、学校教育全体において、豊かな体験活動がなされるよう計画するとともに、体験活動を生かした道徳科が効果的に展開されるよう道徳科の年間指導計画等においても創意工夫することが大切である。

(オ) 家庭や地域社会，学校間交流，関係諸機関などとの連携に努める

全体計画の作成に当たっては、生徒の実態や発達の段階、生徒との信頼関係を育む具体的な方策、保護者や地域の人々の意見に耳を傾け、それを全体計画に反映させ、必要に応じて指導に活用する柔軟な姿勢が大切である。

また、全体計画を具体化するには、保護者、地域の人々の協力が不可欠である。また、近隣の幼稚園や保育所、小・中・高等学校、特別支援学校などとの連携や交流を図り、共通の関心の下に指導を行うとともに、福祉施設、企業等との連携や交流を深めることも大切であり、それらが円滑に行われるような体制等を工夫することが必要である。

(カ) 計画の実施及び評価・改善のための体制を確立する

全体計画は、学校における道徳教育の基本を示すものである。したがって、頻繁に変更することは適切ではないが、評価し、改善の必要があれば直ちにそれに着手できる体制を整えておくことが大切である。道徳教育推進教師を中心にした全教師の参画による指導体制や、次年度の計画に生かすための評価欄等も加え、活用しやすいものに整えることも考えられる。全教師による一貫性のある道徳教育を推進するためには、校内の研修体制を充実させ、全体計画の具

体化や評価・改善に当たって必要となる事項についての理解を深める必要がある。

(3) 各教科等における指導の基本方針

学校における道德教育は、道德科を要として学校の教育活動全体を通じて行われる。各教科等でどのように道德教育を行うかについては、学校の創意工夫によるところであるが、各教科等は、各教科等の目標に基づいてそれぞれに固有の指導を充実させる過程で、道德性が育まれることを考え、見通しをもって指導することが重要である。

各教科等の指導を通じて生徒の道德性を養うためには、教師の用いる言葉や生徒への接し方、授業に望む姿勢や熱意といった教師の態度や行動による感化とともに、次のような視点が挙げられる。

ア 道德教育と各教科等の目標、内容及び教材との関わり

各教科等の目標や内容には、生徒の道德性を養うことに関わりの深い事柄が含まれている。各教科等において道德教育を適切に行うためには、まず、それぞれの特質に応じて道德の内容に関わる事項を明確にする必要がある。それらに含まれる道德的価値を意識しながら、学校独自の重点内容項目を踏まえて指導することにより、道德教育の効果も一層高めることができる。

イ 学習活動や学習態度への配慮

各教科等では、それぞれの授業を通して、学習態度や学習習慣が育てられていく。その視点から、生徒が学習に興味・関心をもち、積極的に取り組む工夫をすることや、相互に学び合う思いやりのある協力的な雰囲気や人間関係をつくるように配慮することは、学習効果を高めるとともに、望ましい道德性を養うことにつながる。

なお、道德性を養うための指導方法の一つとして、道德的習慣をはじめ道德的行為に関する指導を行うことも重要である。例えば、学校教育の様々な場面において、具体的な道德的習慣や道德的行為についての指導を行うことがあるが、その際、最終的なねらいとしているのは、指導を通じてその意義を理解し、自らの判断により、進んで適切な実践ができる資質・能力を育てることである。

(4) 各教科等における道徳教育

各教科等における道徳教育を行う際には、次のような配慮をすることが求められる。

ア 国語科

国語による表現力と理解力とを育成するとともに、人間と人間との関係の中で、互いの立場や考えを尊重しながら言葉で伝え合う力を高めることは、学校の教育活動全体で道徳教育を進めていく上で、基盤となるものである。また、思考力や想像力を養い言語感覚を豊かにすることは、道徳的な判断力や心情を養う基本になる。さらに、国語を尊重する態度を育てることは、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛することなどにつながるものである。

なお、「第2章 第1節 国語」の「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」3(2)には、教材選定の観点として、道徳性を養うことに資する項目を国語科の特質に応じて示している。

イ 社会科

我が国の国土と歴史に対する理解と愛情を深めることは、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛することなどにつながるものである。また、国際社会に生きる平和で民主的な国家・社会の形成者としての自覚をもち、自由・権利と責任・義務との関係を正しく認識し、権利・義務の主体者として公正に判断しようとする態度や能力などの公民的資質の基礎を養うことは、主として集団や社会との関わりに関する内容などと密接な関わりをもつものである。

ウ 数学科

数学科の目標でもある事象を数理的に考察し筋道を立てて考え、表現する能力を高めることは、道徳的判断力の育成にも資するものである。また、数学を活用して考えたり判断したりしようとする態度を育てることは、工夫して生活や学習をしようとする態度を育てることに資するものである。

エ 理科

理科において、自然の事物・現象を調べる活動を通して、生物相互の関係や自然界のつり合いについて考えさせ、自然と人間との関わりを認識させることは、

生命を尊重し、自然環境の保全に寄与する態度の育成につながるものである。また、目的意識をもって観察、実験を行うことや、科学的に探究する能力を育て、科学的な見方や考え方を養うことは、道徳的判断力や真理を大切にしようとする態度の育成にも資するものである。

オ 音楽科

音楽を愛好する心情や音楽に対する感性は、美しいものや崇高なものを尊重することにつながるものである。また、音楽による豊かな情操は、道徳性の基盤を養うものである。

なお、音楽の共通教材は、我が国の自然や四季の美しさを感じ取れるもの、我が国の文化や日本語のもつ美しさを味わえるものなどを含んでおり、道徳的心情の育成に資するものである。

カ 美術科

美術科において、創造する喜びを味わうようにすることは、美しいものや崇高なものを尊重する心につながるものである。また、美術の創造による豊かな情操は、道徳性の基盤を養うものである。

キ 保健体育科

保健体育科においては、集団でのゲームなど運動することを通して、粘り強くやり遂げる、ルールを守る、集団に参加し協力する、といった態度が養われる。また、健康・安全についての理解は、生活習慣の大切さを知り、自分の生活を見直すことにつながるものである。

ク 技術・家庭科

技術・家庭科において、生活に必要な基礎的・基本的な知識及び技術を習得することは、望ましい生活習慣を身に付けるとともに、勤労の尊さや意義を理解することにつながるものである。また、進んで生活を工夫し創造しようとする態度を育てることは、家族への敬愛の念を深めるとともに、家庭や地域社会の一員としての自覚をもって自分の生き方を考え、生活をよりよくしようとするにつながるものである。

ケ 外国語科

外国語を通じて、我が国や外国の言語や文化に対する理解を深めることは、世界の中の日本人としての自覚をもち、国際的視野に立って、世界の平和と人類の発展に貢献することにつながるものである。

コ 総合的な学習の時間

総合的な学習の時間では、生徒が、横断的・総合的な学習や探究的な学習を通して、多様な道徳的価値を含んだ現代社会の課題などに取り組み、これらの学習が自己の生き方を考えることにつながっていくことになる。また、横断的・総合的な学習や探究的な学習を通して、主体的に判断して学習活動を進めたり、粘り強く考え解決しようとしたりする資質や能力、自己の目標を実現しようとしたり、他者と協調して生活しようとしたりする態度を育てることにもつながるものである。

サ 特別活動

特別活動の目標には、心身の調和のとれた発達と個性の伸長、自主的、実践的な態度、人間としての生き方についての自覚、自己を生かす能力など道徳的価値に関わる内容が多く含まれており、道徳教育との結び付きは極めて深い。とりわけ、特別活動における学級や学校生活における望ましい集団活動や体験的な活動は、日常生活における具体的な道徳的行為や習慣の指導をする重要な機会と場であり、道徳教育に果たす役割は大きい。

具体的には、自分勝手な行動をとらずに節度ある生活をしようとする態度、自己の役割や責任を果たして生活しようとする態度、よりよい人間関係を築こうとする態度、集団や社会の一員としてみんなのために進んで働こうとする態度、自分たちできまりをつくって守ろうとする態度、目標をもって諸問題を解決しようとする態度、自己のよさや可能性に自信をもち集団活動を行おうとする態度などは、集団活動を通して養いたい道徳性に関わるものである。

学級活動の内容の取扱いについては、「第1章総則の第4の3の(2)に示す道徳教育の重点などを踏まえ」ることと示している。また、学級活動においては、活動内容の(1)「学級や学校の生活づくり」の内容として、学級や学校における

生活上の諸問題の解決，学級内の組織づくりや仕事の分担処理，学校における多様な集団の生活の向上を示している。この活動は，生徒がよりよい生活を築くために，諸課題を見だし，これを自主的に取り上げ，協力して解決していく自発的，自治的な活動である。このような生徒による自発的，自治的な活動は，望ましい人間関係の形成やよりよい生活づくりに参画する態度などに関わる道徳性を養うことができる。

また，学級活動の活動内容の(2)「適応と成長及び健康安全」の内容としては，思春期の不安や悩みとその解決，自己及び他者の個性の理解と尊重，社会の一員としての自覚と責任，男女相互の理解と協力，望ましい人間関係の確立，ボランティア活動の意義の理解と参加，心身ともに健康で安全な生活態度や習慣の形成，性的な発達への適応，食育の観点を踏まえた学校給食と望ましい食習慣の形成を示している。これらの活動を通じて，生徒一人一人が人間としての生き方について幅広く探求し，心身の健康の保持増進に努め，豊かな人間性や個性の育成を図ることは，道徳性を養うことに資するものである。

さらに，活動内容の(3)「学業と進路」の内容としては，学ぶことと働くことの意義の理解，自主的な学習態度の形成と学校図書館の利用，進路適性の吟味と進路情報の活用，望ましい勤労観・職業観の形成，主体的な進路の選択と将来設計を示している。これらのことは，生徒一人一人が現在及び将来の生き方を考える基盤になるものであり，自己の生き方を見つめ，自己の目標を定めて努力していくことは，道徳性を養うことと密接な関わりをもっている。

生徒会活動においては，生徒会の計画や運営，異年齢集団による交流，生徒の諸活動についての連絡調整，学校行事への協力，ボランティア活動などの社会参加を通して，学校生活の充実と向上を図る活動が行われる。生徒が集団や社会の一員としてよりよい学校生活づくりに参画し，生活上の諸問題を見だし，これを自主的に取り上げ，協力して解決していく自発的，自治的な生徒会活動は，望ましい人間関係の形成や集団生活の向上に向けて参画する態度などに関わる道徳性を養うことができる。

学校行事においては，特に，職場体験やボランティア活動などの社会体験や自

然体験，文化や芸術に親しむ体験，幼児，高齢者，障害のある人々と触れ合う活動を通して，思いやりの心，勤労や奉仕の精神，公共の福祉，心身の健康，協力，責任，公德心などに関わる道徳性を養うことができる。

2 指導内容の重点化（第1章第4の3(2)）

(2) 各学校においては、生徒の発達段階や特性等を踏まえ、指導内容の重点化を図ること。その際、小学校における道徳教育の指導内容を更に発展させ、自立心や自律性を高め、規律ある生活をする事、生命を尊重する心や自らの弱さを克服して気高く生きようとする心を育てること、法やきまりの意義に関する理解を深めること、自らの将来の生き方を考え主体的に社会の形成に参画する意欲と態度を養うこと、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重すること、国際社会に生きる日本人としての自覚を身に付けることに留意すること。

道徳教育を進めるに当たっては、中学生という発達段階や特性等を踏まえるとともに、学校、地域社会等の実態や課題に応じて、学校としての指導の重点に基づき指導内容についての重点化を図ることが大切である。

どのような内容を重点的に指導するかについては、最終的には、各学校において生徒や学校の実態などを踏まえ工夫するものであるが、その際には社会的な要請や今日的課題についても考慮し、次の(1)から(5)について留意することが求められる。

これらとあわせて、人間としての生き方について理解を深めることは、全学年を通じ、学校教育のあらゆる機会を捉えて、全ての内容項目と関わるように配慮しながら指導することが求められる。

(1) 自立心や自律性を高め、規律ある生活をする事

中学生の時期は、自我に目覚め、自ら考え主体的に判断し行動することができるようになり、人間としての生き方についての関心が高まってくる。その一方で、必ずしも心と体の発達が均衡しているわけではないため、人生の悩みや葛藤などで心の揺れを感じやすい時期でもある。また、教師や保護者など大人への依存から脱却して、自分なりの考えをもって精神的に自立していく時期でもある。しかし、周囲の思わくを気にして、他人の言動から影響を受けることも少なくない。そうした中で、現実の世

界から逃避したり，今の自分さえよければよいと考えたりするのではなく，これまでの自分の言動を振り返るとともに，自分の将来を考え，他者や集団・社会との関わりの中で自制し生きていくことができる自己を確立し，道徳的に成長を遂げることが望まれる。そうした観点から，道徳科の授業で生徒が自己を振り返り，自己を深く見つめ，人間としての生き方について考えを深め，生徒の自立心や自律性を高め，規律ある生活が送れるようにする取組が求められる。

(2) 生命を尊重する心や自分の弱さを克服して気高く生きようとする心を育てること

近年，生徒を取り巻く社会環境や生活様式も変化し，自然や人間との関わりの希薄さから，いじめや暴力行為，自殺・自傷行為など生命を軽視する行動につながり，社会問題になることもある。人間としての生き方についての関心も高まるこの時期の生徒に，乳幼児や人生の先輩たちと触れ合ったり，医師や看護師などから生命に関する話を聞く機会をもったり，生命倫理に関わる問題を取り上げ話し合ったりすることなど，生命の尊さを深く考えさせ，かけがえのない生命を尊重する心を育成する取組が求められる。生命を十分に尊重できていない自らの弱さに気付くとともに，それを克服して気高く生きようとする心を育てることにもつながる。人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を培っていくことは，豊かな心を育むことの根本に置かれる課題の一つである。

(3) 法やきまりの意義に関する理解を深めること

人間は集団や社会をつくり，他の人と互いに協力し合って生活している。この社会生活に秩序を与え，摩擦を少なくして個人の自由を保障するために，法やきまりは作られている。生徒がこうした法やきまりの意義について理解を深め，社会生活の秩序と規律を維持するためには，自らに課せられた義務や責任を確実に果たすことが大事であることを自覚することが求められる。特に中学校の段階では，社会生活を送る上でもつべき最低限の規範意識を確実に身に付けさせるとともに，民主主義社会における法やきまりの意義やそれらを遵守することの意味を理解し，主体的に判断し，社会の秩序と規律を自ら高めていこうとする意欲や態度を育てる指導が重要である。

(4) 自らの将来の生き方を考え主体的に社会の形成に参画する意欲と態度を養うこと

地域社会は家庭や学校とともに大切な生活の場であり、生徒にとって、家庭、学校だけでなく、地域社会の一員としての自覚を深めることが大切である。地域の人々との人間関係を問い直したり、職場体験活動を通して自らの将来の生き方を思い描いたり、地域についての学習を通して将来の社会の在り方を協働して探究したり、ボランティア活動などの体験活動を生かしたりするなどして、社会の形成に主体的に参画しようとする意欲や態度を身に付けていくことが大切である。

(5) 伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重すること、国際社会に生きる日本人としての自覚を身に付けること

知識基盤社会化やグローバル化がますます進展する中で、国際的規模の相互依存関係がより深まっている。将来の我が国を担う中学生は、郷土や国で育まれてきた優れた伝統と文化などのよさについて理解を深め、それらを育んできた我が国や郷土を愛するとともに、国際的視野に立って、他国の生活習慣や文化を尊重する態度を養うことが大切である。また、国際社会の中で独自性をもちながら国際社会の平和と発展、地球環境の保全に貢献できる国家の発展に努める日本人として、主体的に生きようとする態度を身に付けていくことが求められる。

3 豊かな体験活動の充実といじめの防止（第1章 第4の3(3)）

(3) 学校や学級内の人間関係や環境を整えるとともに、職場体験活動やボランティア活動、自然体験活動、地域の行事への参加などの豊かな体験を充実すること。また、道徳教育の指導内容が、生徒の日常生活に生かされるようにすること。その際、いじめの防止や安全の確保等にも資することとなるよう留意すること。

(1) 学校や学級内の人間関係や環境を整えること

ア 教師と生徒の人間関係

生徒の道徳性の多くの部分は、日々の人間関係の中で養われる。学校や学級における人的な環境は、主に教師と生徒及び生徒相互の関わりにおいて形成される。

教師と生徒の人間関係においては、教師が生徒に対してもつ人間的関心と教育的愛情、生徒が教師の生き方に寄せる尊敬と相互の信頼が基盤となる。教師自身がよりよく生きようとする姿勢を示したり、教師が生徒と共に考え、悩み、感動を共有していくという姿勢を見せたりすることで信頼が強化される。そのためにも、教師と生徒が共に語り合える場を日頃から設定し、生徒を理解する有効な機会となるようにすることが大切である。

イ 生徒相互の人間関係

生徒相互の人間関係を豊かにするには、相互の交流を深め、互いが伸び伸びと生活できる状況をつくることが大切である。生徒一人一人が、寛容の心を持ち互いに認め合い、助け合い、学び合う場と機会を意図的に設け、様々な体験の共有や具体的な諸問題の解決を通して、互いに尊重し合い、協働的に学び合えるよう配慮しなければならない。教師は生徒の人間関係が常に変化していることに留意しつつ、座席換えやグループ編成の在り方などについても適切に見直しを図る必要がある。また、異学年間の交流や特別支援学級の生徒との交流などは、生徒相互の好ましい人間関係や道徳性を養う機会を増すことになる。

ウ 環境の整備

生徒の道徳性を養う上で、人的な環境とともに物的な環境も大切である。具体的には、言語環境の充実、整理整頓され掃除の行き届いた校舎や教室の整備、生徒が親しみをもって接することのできる身近な動植物の飼育栽培、各種掲示物の工夫などは、生徒の道徳性を養う上で、大きな効果が期待できる。各学校や各学級においては、計画的に環境の充実・整備に取り組むとともに、日頃から生徒の道徳性を養うという視点で学校や教室の環境の整備に努めたい。

また、学校や学級の環境の充実・整備を教職員だけが中心となって進めるだけでなく、生徒自らが自分たちの学級や学校の環境の充実・整備を積極的に行うことができるよう、特別活動等とも関連を図りながら指導することも大切である。

(2) 豊かな体験の充実

望ましい勤労観・職業観を育むことができる職場体験活動や他の人々や社会のために役立ち自分自身を高めることができるボランティア活動、自然のすばらしさを味わい自然や動植物を愛護する心を育てることができる自然体験活動、地域の一員として社会参画の意欲を高めることができる地域の行事への参加など、様々な体験活動の充実が求められている。学校外の様々な人や事物に出会う体験活動は、生徒の世界を広げ、実生活や実社会の生きた文脈の中で様々な価値や自己の生き方について考えることができる貴重な経験となる。共に学ぶ楽しさや自己の成長に気付く喜びを実感させ、他者、社会、自然・環境との関わりの中で共に生きる自分への自信をもたせることが大切である。各学校においては、学校の教育活動全体において生徒や学校の実態を考慮し、豊かな体験の積み重ねを通して生徒の道徳性が養われるよう配慮することが大切である。その際には、生徒に体験活動を通して道徳教育に関わるどのような内容を指導するのか指導の意図を明確にしておくことが必要であり、実施計画にもこのことを明記することが求められる。

さらに、地域の行事への参加も、幅広い年齢層の人々と接し、人々の生活、文化、伝統に親しみ、地域に対する愛着を高めるだけでなく、地域貢献などを通じて社会に参画する態度を育てるなど、生徒にとっては道徳性を養う豊かな体験となる。具体的

には、学校行事や総合的な学習の時間などでの体験活動として、自治会や社会教育施設など地域の関係機関・団体等で行う地域振興の行事や奉仕活動、自然体験活動、防災訓練などに学校や学年として参加することなどが考えられる。その場合には、地域の行事の性格や内容を事前に把握し、学校の目標や年間の指導計画との関連を明確にしながら生徒の豊かな体験が充実するよう進めることが大切である。

(3) 道徳教育の指導内容と生徒の日常生活

道徳教育で養う道徳性は、人間としての生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となるものである。日常生活の様々な場面で意図的、計画的に学習の機会を設け、生徒が多様な意見に学び合いながら、物事を多面的・多角的に考え、自らの判断により、適切な行為を選択し、実践するなど、道徳教育の指導内容が生徒の日常生活に生かされるようにすることが大切である。

特に、いじめの防止や安全の確保といった課題についても、道徳教育や道徳科の特質を生かし、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことで、生徒がそれらの課題に主体的に関わることができるようにしていくことが大切である。

ア いじめの防止

いじめは、生徒の心身の健全な発達に重大な影響を及ぼし、ともすると不登校や自殺などを引き起こす背景ともなる深刻な問題である。子供から大人まで、社会全体でいじめの防止等に取り組んでいく必要がある。その対応として、いじめ防止対策推進法が公布され、平成25年9月から施行されている。各学校では、いじめ防止対策推進法に基づき、いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を定め、いじめの防止及び早期発見、早期対応に一丸となって取り組むことが求められている。教師は、いじめはどの子供にもどの学校にも起こり得るものであることを認識し、人間としての生き方について生徒と率直に語り合う場を通して生徒との信頼関係を深め、いじめの防止及び早期発見、早期対応に努めなければならない。

いじめの防止等と道徳教育との関連を考えた場合、同法第15条の中に「児童等

の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない」と示されている。

すなわち、道徳教育においては、道徳科を要とし、教育活動全体を通して、生命を大切にする心や互いを認め合い、協力し、助け合うことのできる信頼感や友情を育むことをはじめとし、節度ある言動、思いやりの心、寛容な心などをしっかりと育てることが大切である。そして、こうして学んだことが、日常生活の中で、よりよい人間関係やいじめのない学級生活を実現するために自分たちにできることを相談し協力して実行したり、いじめに対してその間違いに気づき、友達と力を合わせ、教師や家族に相談しながら正していこうとしたりするなど、いじめの防止等に生徒が主体的に関わる態度へとつながっていくのである。

とりわけ中学校では、生徒自身が主体的にいじめの問題の解決に向けて行動できるような集団を育てることが大切である。生徒の自尊感情や対人交流の能力、人間関係を形成していく能力、立場や意見の異なる他者を理解する能力などいじめを未然に防止するための資質・能力を育むとともに、様々な体験活動や協同して探究する学習活動を通して、学校・学級の諸問題を自主的・協働的に解決していくことができる集団づくりを進めることが求められる。

なお、道徳教育の全体計画を立案するに当たっても、いじめの防止等に向けた道徳教育の進め方について具体的に示し、教職員の共通理解を図ることが大切である。その際、「生徒指導提要」（文部科学省）等を活用して、いじめをとらえる視点やいじめの構造などについて理解を深め、いじめの問題に取り組む基本姿勢を確認するとともに、開発的・予防的生徒指導を充実させていくことが求められる。

イ 安全の確保

生徒自身が日常生活全般における安全確保のために必要な事項を実践的に理解し、生命尊重を基盤として、生涯を通じて安全な生活を送る基礎を培うとともに、進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献できるような資質や能力を育てることは、次世代の安全文化の構築にとって重要なことである。

道徳教育においては、自律的に判断することやよく考えて行動し、節度、節制に心掛けることの大切さ、生きている喜びや生命のかけがえのなさなど生命の尊さの自覚、力を合わせよりよい集団や社会の実現に努めようとする社会参画の精神などを深めることが、自他の安全に配慮して安全な行動をとったり、自ら危険な環境を改善したり、安全で安心な社会づくりに向けて学校、家庭及び地域社会の安全活動に進んで参加し、貢献したりするなど、生徒が安全の確保に積極的に関わる態度につながる。交通事故及び犯罪、自然災害から身を守ることや危機管理など安全に関する指導に当たっては、学校の安全教育の目標や全体計画、各教科等との関連などを考えながら進めることが大切である。

4 家庭や地域社会との連携（第1章第4の3(4)）

(4) 学校の道德教育の全体計画や道德教育に関する諸活動などの情報を積極的に公表したり，道德教育の充実のために家庭や地域の人々の積極的な参加や協力を得たりするなど，家庭や地域社会との共通理解を深め，相互の連携を図ること。

(1) 道德教育に関わる情報発信

学校で行う道德教育は，自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道德性を養うことを目標として行われる。このような道德性は学校生活だけに限られたものではなく，家庭や地域社会においても，生徒の具体的な行動を支える内面的な資質である。このため，学校で行う道德教育をより充実するためには，家庭や地域社会との連携，協力が重要になる。その際には，学校と家庭や地域社会との間に，生徒の道德性を養う上での共通理解を図ることが不可欠である。

道德教育は学校が主体的に行う教育活動であることから，学校が道德教育の方針を家庭や地域社会に伝え，理解と協力を得るようにしなければならない。

具体的には，学校通信などで校長の方針に基づいて作成した道德教育の全体計画を示したり，道德教育の成果としての生徒のよさや成長の様子を知らせたりすることなどが考えられる。また，学校のホームページなどインターネットを活用した情報発信も家庭や地域社会に周知する上で効果的である。

(2) 家庭や地域社会との相互連携

道德教育の主体は学校であるが，学校の道德教育の充実を図るためには，家庭や地域社会との連携，協力が必要である。学校の道德教育に関わる情報発信と併せて，学校の実態に応じて相互交流の場を設定することが望まれる。例えば，学校での道德教育の実情について説明したり，家庭や地域社会における生徒のよさや成長などを知らせてもらったりする情報交換会を定例化し，生徒の道德性の発達や学校，家

庭，地域社会の願いを交流し合う機会をもつことが考えられる。また，こうした情報交換で把握した問題点や要望などに着目した講演会の開催なども連携を図る上で有効である。これらの会の開催は学校が会場となることが多いと予想されるが，より参加しやすいよう，例えば，会場を地域の公民館等としたり，生徒と保護者で道徳について学ぶ機会を設けたりするなどの工夫も考えられる。

また，学校運営協議会制度などを活用して，学校での道徳教育の成果について話し合うことや，それらを学校評価に生かし道徳教育の改善を図るとともに，学校が家庭や地域社会と連携する方法を検討することも考えられる。さらに，学校，家庭，地域社会が連携した道徳教育が充実することで，保護者や地域住民の道徳教育に関わる意識が高まることも期待できる。

中学校学習指導要領解説総則編作成協力者（五十音順）

（職名は平成27年6月末現在）

七 條 正 典 香川大学教授

柴 原 弘 志 京都産業大学教授

鈴 木 明 雄 東京都北区立飛鳥中学校長

賞 雅 技 子 三鷹の森学園三鷹市立第三中学校長

谷 田 増 幸 兵庫教育大学大学院教授

富 岡 栄 日本大学理工学部講師

西 野 真由美 国立教育政策研究所総括研究官

馬 場 勝 文部科学省初等中等教育局教科書調査官

日 向 正 志 石川県教育委員会事務局学校指導課課長補佐

村 田 寿美子 京都府城陽市立北城陽中学校教諭

柳 沼 良 太 岐阜大学大学院教育学研究科准教授

なお、文部科学省においては、次の者が本書の編集に当たった。

合 田 哲 雄 初等中等教育局教育課程課長

美 濃 亮 初等中等教育局教育課程課学校教育官（併）道徳教育調査官

澤 田 浩 一 初等中等教育局教育課程課教科調査官